

議案第68号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和8年8月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岡山県指令市第15号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第3号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年岡山県指令市第 15 号）新旧対照表

現行	改正後
（広域連合の経費の支弁の方法） 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。（1）関係市町村の負担金 （2）国及び県の支出金 （3）<u>社会保険診療報酬支払基金</u>の交付金 （4）地方債 （5）その他 2 略	（広域連合の経費の支弁の方法） 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。（1）関係市町村の負担金 （2）国及び県の支出金 （3）<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>の交付金 （4）地方債 （5）その他 2 略